

令和4年 春の火災予防運動

3月1日～7日

令和3年中に東京消防庁管内で発生した火災は、3,936件(前年比242件増加)でした。そのうち住宅火災は1,621件で前年に比べ68件増加しています。住宅火災の出火原因は、「こんろ」が379件(23.4%)、うちガステーブルが277件)と最も多く、次いで「たば

こ」が220件(13.6%)、「放火」が105件(6.5%)となっています。令和3年中の清瀬消防署管内の火災件数は17件で、出火原因は1位がたばこ、2位がガステーブルとコンセントでした。火気の取り扱いには十分ご注意ください。**☎**清瀬消防署 ☎042-491-0119

市史講演会 「山内上杉氏・北条氏照の文書と花押」

「清瀬市史 3 資料編 古代・中世」を手がけた清瀬市史編さん専門部会の専門家が、山内上杉氏と北条氏照の文書と花押について語ります。先着90人。**☎**3月22日(火)午後2時～4時 **場**アミューホール **講**木下聡氏、黒田基樹氏 **持**①②のいずれか。①受け付け確認の返信はがき②受け付け完了通知メールのプリントアウト(画面の提示も可)

申①②のいずれかで申込み。①3月10日(必着)までに往復はがきに住所、氏名(フリガナ)、電話番号を記入し、市史編さん室へ郵送②3月1日～20日に電子申請で申込み(下記QRコード参照) **☎**市史編さん室 ☎042-497-1813



詳しくはこちら (3月1日からアクセス可能)

交通災害共済(ちょこっと共済)にご加入を

令和4年度の交通災害共済「ちょこっと共済」の申込みを受け付けています。**【加入資格】**共済期間の開始日に、清瀬市に住民登録のある方 **【共済期間】**4月1日から令和5年3月31日まで(4月1日以降に加入申込みをされた場合、申込日の翌日から令和5年3月31日までが共済期間となります) **費**おとな・子ども同額、1人1口。Aコース=年額1,000円・Bコース=年額500円 **申**加入申込書に必要事項を記入

し、希望コースの会費を添えて、りそな銀行清瀬支店派出所(市役所本庁舎1階)、松山・野塩出張所、りそな・三井住友・みずほ銀行の各清瀬支店、西京・飯能信用金庫の各清瀬支店、東京みらい農業協同組合清瀬支店、きらぼし銀行・青梅信用金庫の各秋津支店の窓口へ(印鑑は不要) **☎**道路交際課交通安全係 ☎042-497-2096 ※令和3年度に加入している方も、令和4年度分は改めて申込みが必要です。

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額 定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。**☎**◆耐震改修=昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を施した住宅 ◆バリアフリー改修=新築された日から10年以上経過した住宅で、

令和4年3月31日までにバリアフリー改修工事を施した住宅 ◆省エネ改修=平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに省エネ改修工事を施した住宅(いずれも一定の要件に該当する場合) ②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和5年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事をを行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。**☎**課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

国民健康保険傷病手当金

清瀬市国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件があります。下記支給要件参照)があった場合、傷病手当金を支給します。**☎**次の条件にすべて当てはまる方。①清瀬市国民健康保険加入者であること②勤務先から給与の支給を受けている(個人事業主の方は対象となりません)③新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった期間がある(濃厚接触者は対象外)④その就労できなかった期間について給与の全額または一部が支給されない**【支給要件】**労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間があること(ただし、給与収入の全部ま

たは一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金よりも少ないときは、その差額を支給します) **【支給額の計算方法】**「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額」÷「就労日数」×「3分の2」×「日数」(1日当たりの支給額には上限あり) **【適用期間】**令和2年1月1日から**令和4年3月31日**までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6月まで) **☎**保険年金課国保係 ☎042-497-2047 ※申請する前に必ず上記へご相談ください。相談後、申請書などをご自宅へ送付します。詳しくはこちら



詳しくはこちら

パブリックコメントを実施します

◆清瀬市雨水管理総合計画(案) 近年、局地的な大雨(ゲリラ豪雨)や台風による浸水被害が多発しています。過去の浸水被害の状況を踏まえ、対策をまとめた計画(案)を策定しました。この計画(案)について、皆さまから広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施します。**☎**市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人および法人その他の団体、またはこの事案について直接的に利害関係が生じると認められる方 **【案の公表場所】**市ホームページ、各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、

コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所行政資料コーナー、下水道課窓口 **【提出方法・問合せ】**3月2日(水)～21日(月)(必着)に、住所・氏名など必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで下水道課施設計画係 ☎042-497-2532 ☎042-495-0165へ ※提出された内容は、個人情報などを除き公表されますのであらかじめご了承ください。 ※窓口、電話の口頭でのご意見はパブリックコメントとしてお受けしかねます。詳しくはこちら (3月2日からアクセス可能)



詳しくはこちら (3月2日からアクセス可能)

募集

オーケストラと一緒に第九^{*}を歌おう！ 清瀬フロイデハルモニー第2回演奏会 合唱参加者

※ベートーヴェン作曲交響曲第9番「合唱付」

10月23日(日)に所沢市民文化センターミューズ(埼玉県所沢市並木一丁目)で開催予定の「清瀬フロイデハルモニー第2回演奏会」に向けて、合唱の準備練習が4月にスタートします。10月にはオーケストラ(清瀬管弦楽団)やソリストとの合同練習を経て、本番に臨みます。本番に向け、清瀬第九合唱団の新メンバーを募るほか、初心者講座「はじめての『第九』」を開講します。ふるってご参加ください！ ※活動は新型コロナウイルス感染症対策を講じて進めていきます。 ◆清瀬第九合唱団 **☎**4月2日・16日・30日、5月14日・21日・28日、6月11日・18日・25日、7月2日・16日・30日、

8月13日・20日・27日、9月10日・17日・24日いずれも土曜日午前9時30分～正午 **場**アミューホール **講**三村卓也氏 **費**月会費3,000円、演奏会参加費5,000円程度(別途楽譜代) **申**☎電話で清瀬第九合唱団・大河内 ☎042-495-8478へ ◆初心者講座「はじめての『第九』」 **☎**4月9日(土)・24日(日)、5月8日(日)・28日(土)、6月5日(日)・18日(土)、7月2日(土)・16日(土)、8月7日(日)・27日(土)、9月11日(日)・19日(月)いずれも午後1時～3時 **場**コミュニティプラザひまわり **講**川崎嘉昭氏 **費**月会費3,000円 **申**☎電話でコミュニティプラザひまわり ☎042-495-5100へ **☎**初心者講座「はじめての『第九』」代表・高田 ☎080-3740-1878